

阿南工業高等専門学校運動場等夜間照明設備使用要項

(昭和54年 6 月19日)

(要 項 第 4 号)

- 1 阿南工業高等専門学校運動場等夜間照明設備（以下「夜間照明設備」という。）の夜間の使用については、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。
- 2 夜間照明設備は、地域住民等の体育大会等に開放することにより、地域住民等との連帯を深め、かつ体育の向上に資することを目的とする。
- 3 夜間照明設備の管理及び運営の事務は、総務課長が処理するものとする。
- 4 夜間照明設備を使用しようとする者は、代表責任者を定め、使用申込書（別紙様式）を使用しようとする日の7日前までに総務課施設係に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 夜間照明設備を使用しようとする者は、別途定める使用料を使用の前までに総務課財務係に納付しなければならない。
- 6 夜間照明設備の使用期間及び時間は4月より10月の19時30分～22時までとする。
- 7 使用を承認した後において、使用不相当と認められる行為があったときは、使用を停止することがある。
- 8 地域住民等の使用期間中においても、本校において当該施設等を使用する必要が生じたときは、使用の承認を取消すことがある。
- 9 夜間照明設備の利用者は、使用期間中故意又は重大な過失により施設、設備を損傷し、若しくは亡失したときは、その責を負わなければならない。

附 則

この要項は、昭和54年 6 月19日から施行する。

附 則

この要項は、昭和54年10月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、昭和55年 4 月22日から施行する。

附 則

この要項は、昭和55年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、昭和63年5月11日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成元年4月14日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成2年5月9日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成3年5月17日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成5年5月19日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成6年5月10日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年10月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

様式（第4関係）

和暦 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

使用申請者
住所
氏名
電話番号

資産一時使用願

阿南工業高等専門学校資産を下記の使用予定をもって御許可
下さるようお願いいたします。

記

1. 使用予定物件の名称

1. 使用期間 自 和暦 年 月 日 19時30分
至 和暦 年 月 日 22時00分

1. 使用目的

1. 使用人員 名

1. 使用責任者 氏名 電話

1. その他